



交通あきた



2025年8月

発行

一般社団法人 秋田県交通安全協会
 (秋田県交通安全活動推進センター)
 〒010-0951 秋田市山王四丁目1番5号
 秋田県警察本部内
 TEL 018 (896) 5045
 FAX 018 (896) 5046
<http://www.akita-ankyo.jp>

県安協 ロゴマーク、キャラクター決定

◆ロゴマーク

◆マスコットキャラクター
「まもるべえ」

県交通安全協会を県民に広くPRするため、協会のオリジナルロゴマークとマスコットキャラクターのデザインを秋田市にある秋田コアビジネスカレッジの学生に依頼したところ、計36点の作品が寄せられ、ロゴマークは同校システム情報科2年の佐藤結理さんの案、マスコットキャラクターは高度情報システム科2年の田山菜々香さんの案が選ばれ、先日行われた当協会の通常総会で承認されました。

佐藤さんが考案したロゴマークは秋田犬を模した車が中央を走行しているようにし、下部には緑十字を配置、中央の白地の形は秋田杉を連想させるデザインとなっています。田山さんが考案したマスコットキャラクターは、なまはげの子どもが黄色の「交通安全」の旗を掲げているデザインとなっており、「命を守る・交通ルールを守る」という基本理念や「秋田を守る・安全安心を守る」という交通安全協会の精神が込められ、「まもるべえ」と名付けられました。考案してくれたおふたりには、通常総会で県交通安全協会の長雄潤二会長から感謝状が手渡されました。



考案した田山さん（左）と佐藤さん



このインパクトのあるイラストは、「なまはげ」が交通ルールの遵守を叫んでいるイメージで、秋田県立大学の文芸・イラストサークルの学生が作成したものです。

当協会では、このイラストを作成した同サークルからイラスト使用の了承をいただき、これをベースにしたステッカーを作成して、県内の企業、団体、個人でご協力いただける車両にこれを貼付してもらうなどして、交通事故防止・交通安全のPRに役立てていきたいと考えております。先日、イラストを作成した同大学文芸・イラストサークルの代表者に県交通安全協会の伊藤主税専務理事から長雄潤二県交通安全協会長の感謝状が手渡されました。今後、このイラストが描かれたステッカーを貼った車両が県内外の道路を走行することで、「交通事故防止」の効果的な広報活動となることが期待されます。



「マイナ免許証」に関する規定が新設されました

- 2025年3月24日からマイナンバーカード（個人番号カード）と運転免許証を一体化した「マイナ免許証」が導入され、希望する人はマイナ免許証を持つことができるようになりました。

★一体化の手続きは運転免許センターや警察署の窓口で行われています

①免許証は3つの持ち方が可能

- 右の図の3つのパターンを選ぶことができます

★運転免許証の持ち方は、いつでも変更することができます



②住所変更等は警察への届出が不要

- 「マイナ免許証のみ保有している方」の場合、住所、氏名などの変更は自治体に届け出するだけで完了、運転免許センターや警察署などへの変更届の手続きは必要ありません。

③更新時講習はオンラインでの受講が可能

- 免許更新の際、マイナ免許証を保有する方（運転免許証との2枚持ちの方を含む）で、「優良運転者講習」と「一般運転者講習」の対象者は、パソコンやスマートフォンなどで「オンライン更新時講習」を受講することができます。

④更新手数料が運転免許証より安い

【更新手数料（標準額）】

- マイナ免許証のみ.....2,100円
- 運転免許証とマイナ免許証の2枚持ち.....2,950円
- 運転免許証のみ.....2,850円

	運転免許証のみ	両方保有	マイナ免許証のみ
更新手数料	2,850円	2,950円 手数料が高い	2,100円 手数料が安い
講習手数料			
優良			
対面講習	500円	500円	500円
オンライン講習	不可	200円	200円
一般			
対面講習	800円	800円	800円
オンライン講習	不可	200円	200円
違反・初回			
対面講習	1,400円	1,400円	1,400円
オンライン講習	不可	不可	不可

★令和7年使用「交通安全年間スローガン」



守ろうよ チャイルドシートで 子の未来

令和7年度通常総会開催



令和7年度通常総会が秋田市のパーティーギャラリーイヤタカで開催されました。総会では「令和6年度事業報告」「令和6年度収支決算報告」「令和7年度事業計画（案）」「令和7年度収支予算（案）」「ロゴマーク、マスコットキャラクターの作成」について審議を行い、すべての議案が全会一致で承認されました。

秋田の道路は歩行者ファースト



横断歩道で歩行者が犠牲となる交通事故が後を絶ちません。横断歩道は、歩行者優先であり、運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。

また、横断歩道以外の場所を横断している歩行者や、斜め横断、走行する自動車等の直前直後の横断など法令に違反する歩行者が犠牲になる事故も多く発生しています。交通安全のため、運転者も歩行者も交通ルールをしっかりと守りましょう。



自転車に乗るときにはヘルメットを着用しましょう

2023年4月1日、改正道路交通法が施行され、自転車利用者全員にヘルメットの着用が「努力義務」となりました。この背景には、自転車事故による頭部損傷の深刻さがあります。

統計によれば自転車事故で死亡した人の約64%が頭部に致命傷を負っており、ヘルメット非着用時の致死率は着用時と比べて2倍以上高いことが判明しています。

自転車に乗るときには「大切な命を守る」ためにヘルメットを着用しましょう。

★自転車乗車用ヘルメット着用率（2024年7月調査）

全国平均17% 秋田県の着用率10%（都道府県別全国38位）





交通事故のない秋田を願って

交通安全協会ご入会についてのお願い

交通安全協会は、交通事故のない安全で安心な地域社会の実現をめざして、様々な交通安全活動を行っています。

交通安全のための主な活動

- 各季交通安全運動や街頭キャンペーン
- 交通安全広報・啓発活動
- 交通安全教育・講習
- 交通安全 DVD の無料貸し出し



皆様からご支援をいただいている交通安全協会費（年500円）がこの活動の支えになっています。交通安全協会の活動にご理解と、ご協力をお願いいたします。

交通安全協会会員特典制度

～ご存じですか特典制度～

① 協賛店制度

秋田県内約260店の協賛店でお得なサービスが受けられます。

※ 協賛店パンフレットはホームページに掲載しているほか、各地区交通安全協会と運転免許センター窓口にもパンフレットを置いています。ご希望の方はご自由にどうぞ！



② 入院見舞金・死亡弔慰金制度

会員の方が、交通事故で負傷し30日以上継続して入院治療を受けた場合には入院見舞金を、60日以内に亡くなられた場合には死亡弔慰金をお支払いいたします。

※ シートベルト・ヘルメット着用など一定の条件があります。



詳しくは
こちらから

自転車にTSマークで安全・安心！

あなたの自転車のブレーキは効きますか？ライトは点灯しますか？タイヤやチェーンは摩耗していませんか？

「自転車安全整備店」の看板のある自転車店に行って、安全整備士に点検や整備をしてもらいましょう。点検・整備が済んだ自転車には、「TSマーク」が貼られます。TSマークとは、自転車の利用者を事故から守り、安全で快適に自転車をご利用いただくための交通安全マークです。TSマークが貼られた自転車には、賠償責任保険と傷害保険がセットになって付帯されるので、もしもの時にも安心です。もしものときの保険金支払いの対象は、自転車の所有者である必要はなく、TSマークを貼った自転車に搭乗中の人すべてが対象となります。

